

各位

## 「重要土地等調査法」のリーフレットについて（お知らせ）

日頃より、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（「重要土地等調査法」）につきまして、ご協力いただき、御礼申し上げます。

この度、同法律の制度内容や運用・手続き等をまとめた「リーフレット」を作成しましたので、お送りさせていただきます。今後の業務等にご活用いただければ幸いです。

なお、「リーフレット」の電子データを、内閣府のホームページ（下の図を参照）に掲載していますので、あわせてご参照・ご活用ください。

今後とも皆様方よりご支援・ご協力をいただきながら、同法律の推進を図ってまいりたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

### 内閣府のホームページ（イメージ）【※】

#### 重要土地等調査法

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号)

重要土地等調査法の概要 (PDF形式: 600KB)

#### 法の制定経緯

#### 背景及び経緯

国境離島や防衛関係施設周辺等における土地の所有・利用をめぐる課題。加えて、国土安全保障上の懸念が示されてきました。こうした状況の中、「重要施設周辺等に関する基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「国土安全保障上の観点から、重要施設周辺等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号。以下「重要土地等調査法」という。）が、令和3年6月23日に公布され、令和4年9月20日に全面施行されました。

#### 重要土地等調査法の制定

この調査法を施行し、内閣府内に「国土利用の政策に関する有識者会議」が設置され、同会議の意見を踏まえ、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号。以下「重要土地等調査法」という。）が、令和3年6月23日に公布され、令和4年9月20日に全面施行されました。

#### 重要土地等調査法の着実な執行

内閣府では、この法律に基づく以下の措置等を実施することとしています。

#### 注視区域・特別注視区域の指定

重要施設（防衛関係施設等）の広域おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等（土地及び建物）が防衛関係行為（国防目的や国境離島等の開発に関する行為）の用に供されることを妨げない必要があるもの、当該区域として指定することとしています。

また、重要施設や国境離島等の開発行為に際し、又はその開発を利用することにより、防衛関係や国境離島等によるその地域の価値が損なわれる場合は、当該区域を特別注視区域として指定することとしています。

④ 区域の指定について

#### 土地等の利用状況の調査

注視区域・特別注視区域内の土地等を利用して開発行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用状況を確認することとしています。

【※】

◆検索サイトで、『内閣府 重要土地』で検索 → 「重要土地等調査法 - 内閣府」などの検索結果にアクセス。

◆今後、レイアウトが変更になることがあります。



ココに掲載しています。

※12月27日(火)に掲載予定。

#### 【担当】

内閣府政策統括官（重要土地担当）

伊藤・半田

TEL: 03-6807-3414

Mail: juyotochi.y4m@cao.go.jp